

第1部 総論

(はじめに)

病院会計準則は、昭和40年10月に制定された。この病院会計準則第1条には、一般に公正妥当と認められる会計の原則に基づいて病院会計の基準を定め、病院の経営成績及び財政状態を適正に把握し、病院経営の改善向上に資することを目的とすると規定されている。

そして、この病院会計準則は、その制定時の「まえがき」で……、これによって特定の病院会計処理を法的に強制すべき性質のものではないことは当然である。と記し、病院経営責任者の自発的な適用を求めている。また……、その管轄下にある国立病院について全面的に速やかにこれを適用すべきである。と記し、この準則が公的な病院を中心として適用され、昭和58年の改正を経て民間に普及されてきたことをうかがわせる。

その昭和58年8月の病院会計準則の改正の理由は、「まえがき」で次のように記している。……病院経営の実情の変化、企業会計原則の改正等諸般の状況を勘案し、とあるように環境の変化に即応しての見直し整備の必要性が指摘されている。……平成12年4月からの介護保険制度の実施による病院経営の実情の変化、そして産業界における国際会計基準の適用等、病院会計準則の見直しの状況にあることは言を待たない。

ところで、会計原則を成文化する目的をいうと、「会計原則を成文化する目的は企業の自由を束縛するのではない。これによって会計実務家の会計処理判断に際しての拠るべき基準を示すとともに、会計士に業務上の画一的な手引きを提供し、監査報告(書)に対する煩雑な説明の負担を軽減させ、また経営者・投資家の会計に関する正しい理解と利用に資することをねらいとするものである。」

(新会計学辞典「会計原則」より引用)

これを病院会計に当てはめると、公認会計士による外部監査が制度化されてなく、かつ病院への投資家という存在が認められていない現状では、病院

会計原則の成文化の目的は次のようになると考えられる。

「会計原則を成文化する目的は病院の自由を束縛するものではない。会計実務家の会計処理判断に際しての拠るべき基準を示すとともに、病院経営者の会計に関する正しい理解と利用に資することをねらいとするものである。」

(見直しの動機と当面の対応)

・ そもそも今回の病院会計処理の見直しの動機は、平成 11 年 6 月実施の中央社会保険医療協議会の医療経済実態調査における医療収支差額の数値は、病院経営者の立場でみる収支の実態認識とはやや相違があり、その原因は、費用の認識・測定の基準が医療法人の開設している病院においては、税法に大きく影響されているのではないかという観点から、この時期、病院会計の処理方法について見直しが必要との意見が多数意見であった。

・ 医療法人等病院の会計処理は、病院会計準則による処理基準と、表示様式に準拠しながらも、実質的には税法処理基準に拠っていたのが大方であったと考えられる。

税法は権利確定主義をとり、理論的合理性を前提としながら将来発生が見込まれる潜在債務等については、それが発生した時点、その事実関係に即しての処理を要求している。税込確保の目的にもてらし、いわゆる負債性引当金の処理についても一定の制限を加え、税法の損金算入限度額計算額と会計基準での費用の認識・測定額には乖離が生じている。特に平成 10 年度の税制改正により引当金制度が原則廃止されたことが「税法と会計」の乖離を大きくしている。

このように民間病院の会計実務は、税法の損金算入限度額基準をもって費用を認識・測定しているため、税法上の制約を伴って、その病院経営収支の実態を正しく表示しているとはいえない面が想定された。即ち病院会計準則が目的とする経営成績の適正な把握の機能を果たし得ないのではないかの問題意識に立っての研究会の発足であった。

今回の病院会計準則の見直しは、普遍的な病院会計の在り方を検討するというよりは、主として医療法人の開設する病院会計の在り方を検討したが、法人形態から医療法人は、非営利法人の一つであるといわれており、その非営利法人会計の中心的存在である公益法人会計基準も現在見直し作業中であること。又、平成 16 年度に予定されている国立病院の独立行政法人化に適用される独立行政法人会計基準案が提案されているこの時期、これらの会計基準との整合性を十分に研究することが重要と考え、現状の会計処理を分析し、当面の改善課題を加え“日常業務の指針となるべき”実務者の手引として活用できるものを目指した。

ワーキンググループは、第一段として現状の処理手続きに絞ってまとめたほか、リース取引については準則の貸借対照表原則第 16 条に（六）の新設、及びオフバランス取引については準則の注解 26 の新設の提言にとどめた。

第2部 個別課題

1. 基本財産について

基本財産については、以下のような規程でその記載を求めているが、実務的には重視されていない。

定款例・要綱に従った処理が必要と思われる。

(規 程)

(1) 厚生省健康政策局 定款例

第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

(1) ……………

(2) ……………

(3) ……………

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

(2) 医療法人運営管理指導要綱

Ⅲ. 管理 2 資産管理(一部)

1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。

2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。

3 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。

(記載例)

(貸借対照表) 資産の部

Ⅱ. 固定資産

(1) 基本財産

土 地	× × ×	
建 物	× × ×	
建物付属設備	× × ×	
構 築 物	× × ×	
建設仮勘定	× × ×	
基本財産特定預金	<u>× × ×</u>	× × ×

(2) その他の固定資産

※その他：一般医療法人の運営管理指導要綱では、“基本財産”と“運用財産”という区分になっており、一方で特定医療法人定款例、特別医療法人定款例では“基本財産”と“通常財産”という区分になっているが、これらは整合が図られるべきである。

2. 研究開発費について

研究開発費には、試験研究費と開発費が考えられる。試験研究費、開発費は繰延資産として貸借対照表に計上。商法上、5年以内均等額以上償却。但し一般的には、法人税法上の随時償却（資産計上が任意）がなされる。

その際の問題点は、次のとおりである。

- ① 重要な投資情報である研究開発費について、法人間比較可能性の担保の必要性より、費用処理または資産計上を任意とする現行会計処理は適当でない。
- ② 研究開発活動と将来の収益との対応関係が不確実であるため、資産として貸借対照表計上は不適當である。
- ③ 仮に資産計上する場合、実務上客観的な資産計上の要件を定めることが困難である。

これにより、妥当な処理は、次のようになる。

研究開発費は全て発生時に、医業費用の経費として費用処理する。

病院会計準則 別表第1財務諸表科目 資産勘定・繰延資産・その他の繰延資産の説明部分から、試験研究費をカットすべきである。開発費は新技術の採用、新経営組織の採用、資源の開発および市場の開拓までを含む広範囲であり、繰延資産の範疇のものがあるため残すべきである。

3. 圧縮記帳（国庫補助金）について

国庫補助金により取得した固定資産の会計処理には次の3通りの方法が考えられる。

① 国庫補助金を受けた時

（借）現金預金 1,000 （貸）国庫補助金収入 1,000

② 目的資産取得時

（借）固定資産 5,000 （貸）現金預金 5,000

③ 圧縮記帳による損金経理等

a 直接減額方式

（借）圧縮額 1,000 （貸）固定資産 1,000

b 引当金方式

（借）圧縮引当金繰入 1,000 （貸）国庫補助金圧縮引当金 1,000

c 利益処分方式

（借）未処分利益 1,000 （貸）国庫補助金圧縮積立金 1,000

圧縮記帳は課税の繰延べを目的とした税法特有の方法である。

直接減額方式によると取得資産の帳簿価額が減額（圧縮）され、これを基礎として償却するため、減価償却費が少なく計上される。従ってその分、利益が大きく計上されるため経営判断を誤る可能性がある。また、引当金方式に

よっては、商法上、負債性引当金以外は引当できない為、利益留保的な性格を有するb.国庫補助金圧縮引当金は不適當である。固定資産の取得において、その財産がどのような形態であろうと貸借対照表においては適正な価額が計上されるべきと考える。こうすることによって適正な価額に基づく減価償却費を計上することになる。

- ① 医業経営の継続に必要となる投下資本の回収が可能となり、また、
- ② 自己資本、借入金等で固定資産を取得した他の施設との比較が可能となる。

従って原則的には、圧縮記帳の会計処理は、c.の利益処分方式に基づき行い、税法上別表4.にて減算処理するのが妥当である。よって他の処理方法を禁止し、この方法のみを示すべきである。

4. 有価証券について

有価証券の現状の会計処理は、準則20条(二)取得原価主義が採用されている。但し、強制評価減の規定がある。企業会計上も税務上も時価会計が平成12年4月1日開始事業年度より適用になるのに、取得原価主義を採用して一定の場合だけ時価(但し書き)による引き直しを容認している。そこで、税務上も時価会計に移行する以上準則上も時価会計の概念を採用しないと会計処理上の不整合を招く。

結論として市場価格のある株式・社債については、時価が取得価額より低い時は時価をもって評価することができるとして時価評価の可能性を残すべきである。

(注) なお、病院等へSPC(特定目的会社)法に基づく特定資産の流動化及び病院債の発行が検討されており、病院等が現資産保有者(オリジネーター)として発行証券等を買戻す仕組みが認められるはずであり、病院の新しい資金調達方法を確立するため、その場合の発行証券等の買戻し保有を認める処理を残すべきである。

5. 貸倒引当金について

貸倒引当金は、病院会計準則上、債権額より正常な徴収不能額又は貸倒見積額を控除することを要求している。現行の基準自体には問題はないが、実務上は税法の影響を強く受けており、適正な貸倒見積額ではなく税法許容額を以って貸倒引当金としているケースが大部分である。

改正・創設は不要であるが、税法に影響されず、独自で正確な貸倒額を見積るべきである。

(Ⅱ. (1) 参照)

6. 賞与引当金について

賞与引当金は病院会計準則上、賞与に対して引き当てることを要求している。

現行の基準自体には問題はないが、実務上は税法の影響を強く受けており、適正な賞与見積額ではなく税法許容額を以って賞与引当金としているケースが大部分である。

改正・創設は不要であるが、税法に影響されず、独自で正確な賞与額を見積るべきである。特に税法の改正に伴って、賞与引当金は経過措置はあるが廃止されることとなったため有税引当が必要と思われる。

(Ⅱ. (2) 参照)

7. 退職給与引当金

病院会計準則上、退職給与に対して引き当てることを要求しており、現行の基準自体には問題はないが、実務上は税法の影響を強く受けており、適正な退職給与見積額ではなく、税法許容額を以って退職給与引当金としているケースが大部分である。本来税法の規定に影響されず、独自で正確な退職給付債務の引当額を見積るべきである。特に、税法の改正に伴って、退職給与引当金は削減されることとなったため、本来引当てるべき退職給付債務の金額は、税法の規定する退職給与引当限度額を大きく超える場合が多くなるものと思われる。人件費率の高い病院経営にあたっては、給与、賞与、退職金等の人的経費の適正な計上は、経営実態を正しく表示する上できわめて重要な要素であり、期間損益の確定にあたって退職給付債務を適正に見積もり、計上することが必要である。

退職給付債務の見積りにあたって、企業会計審議会により公表された「退職給付会計基準」を参考とすべきであるが、当面は期末時点における全従業員に対する自己都合による退職金要支給額全額を退職給与引当金として計上することで代替する。なお、法人税法上の退職給与引当金繰入限度額との差額は有税による引当てとなり、別表4での申告調整が必要となる。

(Ⅱ.(3) 参照)

8. リース取引について

医療機器の高額化に伴い大病院を中心とした医療機関においては今後、リースを活用する機会がより一層増えることが予想される。しかし、現行準則ではリースについての規定が無く経済実態が正確に反映されない。

このような経済実態をより正確に反映した会計処理の方法が必要となる。病院会計準則・貸借対照表原則第16条に(六)を新設し、リース取引については少なくとも必要事項を注記する旨を記載することが必要であろう。

9. オフバランス取引について

病院会計準則上、保証債務及び担保提供資産についての注記のみ要求されており対象が狭小過ぎるきらいがある。

大病院を中心とする医療機関においては、経済活動が多種多様化している。これに伴い、オフバランス取引の発生する機会も増加する傾向にある。しかし、現行準則ではオフバランス項目が適切に反映されない。

そこでオフバランス項目をより適正に反映するために注解の26を新設し、オフバランス取引として以下の項目の注記が必要と思われる。

- ・ 所有権留保資産
- ・ 外貨建資産、負債
- ・ リース取引事項
- ・ デリバティブ取引
- ・ 重要な係争事件

第3部 その他の事項

I. その他研究した事項

この報告書の、第2部までには記載されていないが、その範疇を超えるものとして、次の検討段階等で必要となると思われる研究課題もあり、その主要なものを列挙して示すこととする。

(1) 土地信託について

土地信託について、通達(平成2年11月30日 指第56号)により、医療法人は処分型土地信託については活用できるが、賃貸型土地信託は医療法第42条にいう付帯業務の範囲を越えたものであるとして、活用することができないと明記されている。

ワーキンググループとして研究を重ね、賃貸型土地信託についてはSPC(特定目的会社)法の導入が検討される際に用いられるはずであるが、今回の報告書(第1部・第2部)の記載は見送った。

(2) キャッシュフロー計算(書)

キャッシュフロー計算書とは、現金及び現金同等物の増加、減少を「営業活動によるキャッシュフロー」「投資活動によるキャッシュフロー」及び「財務活動によるキャッシュフロー」の三つに区分して表示する計算書をいい企業会計では、基本財務諸表とされた。

ワーキンググループでは研究を重ね、その必要性は認めつつも今回の報告書では見送った。

(3) 税効果会計

税効果会計とは、企業会計上の収益又は費用と課税所得計算上の益金又は損金の認識時点の相違等により生じた法人税等の額を期間配分することにより、法人税等控除前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させることを目的とする手続きをいう。

ワーキンググループでは研究を重ね、その必要性は認めつつも今回の報告書では見送った。

II. 参考となる取引の説明

この報告書は、税法基準の会計と異なる処理・手続きが示されている。そこでこの報告書に示されたものの中から代表的項目として、引当金をとりあげ税法基準とここで示された処理((A)型とする)を比較し、併せて法人税申告書の別表の記載等を示すこととする。

(1) 貸倒引当金 (平成13年3月31日決算、以下同じ)

【前提とした事項】

・ 売掛債権等の金額	500,000 千円
・ 実質的に債権とみられない金額	10,000 千円
・ 資本金	110,000 千円
・ 独自に貸倒れを見積った金額	1,150 千円 (前年) 1,030 千円

【処理の比較】

(税法基準)

(A型)

① 計算

独自の見積金額

$(500,000 \text{ 千円} - 10,000 \text{ 千円}) \times 0.3\%$

(本年) 1,150 千円

= 1,470 千円

(前年) 1,030 千円

仮に金額が全て同じと仮定した

場合の前年度末の計算

$(500,000 \text{ 千円} - 10,000 \text{ 千円}) \times 0.4\%$

= 1,960 千円

② 会計処理

(借)

(貸)

(借)

(貸)

(貸倒引当金) 1,960 千円 (貸倒引当金戻入) 1,960 千円 (貸倒引当金) 1,030 千円 (貸倒引当金戻入) 1,030 千円

(貸倒引当金繰入) 1,470 千円 (貸倒引当金) 1,470 千円 (貸倒引当金繰入) 1,150 千円 (貸倒引当金) 1,150 千円

(注) 税務上は、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用を経過的に認めているが、その繰入限度額の計算について次のような経過措置を認めている。

(イ) 繰入限度額

(一般売掛債権等の帳簿価格の合計額－実質的に債権とみられないもの)
×経過措置法定繰入率

(ロ) 経過措置法定繰入率

	旧	改正年度					(千分比)
		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
卸・小売業	10	8.0	6.5	5.0	3.0	1.5	
製造業	8	6.5	5.0	4.0	2.5	1.0	
金融保険業	3	2.5	2.0	1.5	1.0	0.5	
割賦小売業	13	10.5	8.5	6.5	4.0	2.0	
その他	6	5.0	4.0	3.0	2.0	1.0	

さらに中小企業(資本金1億円以下)については、次のような繰入限度額の特例をもうけている。

(イ) 繰入限度額

(一般売掛債権等の帳簿価格の合計額－実質的に債権とみられないもの)×旧法定繰入率

(ロ) 繰入限度額の16%割増

平成10年4月1日から平成13年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用

[法人税申告書・別表]

税務は、売掛債権等の個別評価による計上を認めており、見積金額が妥当な限り申告上問題はない (処理不要)。

(2) 賞与引当金

【前提とした事項】

平成12年12月～平成13年5月(7月支給)の賞与見積額10,500千円

【処理の比較】

(税法基準)

(A型)

① 計算

$$10,500 \text{ 千円} \times \frac{4 \text{ 月}}{6 \text{ 月}} \times \frac{3}{6} \\ = 3,500 \text{ 千円}$$

$$10,500 \text{ 千円} \times \frac{4 \text{ 月}}{6 \text{ 月}} \\ = 7,000 \text{ 千円}$$

② 会計処理

(借)

(貸)

(借)

(貸)

(賞与引当金繰入)3,500千円 (賞与引当金) 3,500千円 (賞与引当金繰入)7,000千円 (賞与引当金) 7,000千円

(注) 平成10年度税法改正

- ① 賞与引当金を廃止する。ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、旧法による損金算入限度額に対して、平成10年度は6分の5、平成11年度は6分の4、平成12年度は6分の3、平成13年度は6分の2、平成14年度は6分の1の引当を認める経過措置を講ずる。
- ② 賞与は、その支払をする日の属する事業年度の損金の額に算入する。ただし、事業年度末までに支給する賞与の額が受給者に通知され、その後すみやかに(1か月以内が限度)支払われるものであること等の要件に該当するものについては、未払費用として損金の額に算入することを認める。

[法人税申告書・別表]

別表4 加算 賞与引当金繰入超過

この金額だけ課税所得が増えることとなるが、翌期(進行期)で原則として認容(減算)することができる。

(3) 退職給与引当金

【前提とした事項】

・ 当期末退職給与要支給額	62,800 千円
・ 前期末退職給与要支給額	55,750 千円
・ 退職給与引当金残高	17,610 千円

(退職職員分、控除後)

・ 当期末在職使用人に対する年間給与支払額	74,000 千円
・ 当期中に退職した職員に対する引当額	1,500 千円

(前期末要支給額は 1,400 千円)

【処理の比較】

(税法基準)

(A型)

① 計算

(イ) 発生額基準

$$62,800 \text{ 千円} - (55,750 \text{ 千円} - 1,400 \text{ 千円}) \\ = 8,450 \text{ 千円}$$

当期末要支給額

62,800 千円

期末退職給与引当金残高

(ロ) 累積限度額基準

17,610 千円

$$62,800 \text{ 千円} \times \frac{30}{100} - 17,610 \text{ 千円}$$

(増加額) 45,190 千円

$$= 1,230 \text{ 千円}$$

(ハ) 給与総額基準

$$74,000 \text{ 千円} \times 0.06 = 4,440 \text{ 千円}$$

② 会計処理

(借)

(貸)

(借)

(貸)

(退職給与引当金繰入) 1,230 千円 (退職給与引当金) 1,230 千円 (退職給与引当金繰入) 45,190 千円 (退職給与引当金) 45,190 千円

(退職給与引当金) 1,500 千円 (退職給与引当金戻入) 1,500 千円 (退職給与引当金) 1,500 千円 (退職給与引当金戻入) 1,500 千円

(注)平成10年度の税制改正

平成10年度の税制改正により、平成10年4月1日以後に開始する事業年度より、退職給与引当金の累積限度額が期末要支給額の100分の20に引き下げられた。

ただし、平成10年度から平成14年度までの間は、この割合について、平成10年度は100分の37、平成11年度は100分の33、平成12年度は100分の30、平成13年度は100分の27、平成14年度は100分の23とする経過措置が講じられている。

〔法人税申告書・別表〕

別表4 加算 退職給与引当金繰入超過

この金額相当額につき所得が増加し有税引当てとなる。

病院会計準則等研究会・ワーキンググループ メンバー

(順不同・敬称略)

座 長	税理士	(※1)	田 中 重 代
作業部会長	公認会計士	(※2)	松 田 紘一郎
	公認会計士	(※2)	塩 原 修 蔵
	公認会計士	(※2)	石 井 孝 宜
(作業部会)			
	公認会計士		花 井 謙 造
	〃		酒 井 修
	〃		松 岡 敏 朗
	〃		森 耕 平
	〃		高 橋 大 輔

(注) (※1) (社)日本医療法人協会 参与

(※2) (社)日本医業経営コンサルタント協会 認定登録 医業経営コンサルタント(経営)